



2024年11月13日
九州電力送配電株式会社

令和6年11月8日からの大雨により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置を実施します

— 料金の支払期日の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

令和6年11月8日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された鹿児島県大島郡与論町において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとし、2024年11月11日、離島等供給約款以外の供給条件を経済産業大臣に申請し、本日承認を受けましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の対象地域

鹿児島県大島郡与論町

(注) 今回の大雨による災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

2 特別措置の内容および申込み方法

特別措置の内容、適用期間、申込み方法等の詳細は別紙を参照ください。

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。